

不正行為に対する措置

試験中の不正行為は絶対に行わないでください。不正行為を行った学生に対しては、下記のとおり厳正な措置をとるものとします。

定期試験等における不正行為の処分基準

不正行為態様	処分内容
① 計画性の弱い、または偶発的な不正行為 例： a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 参照可の資料等の貸借 d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない e. 答案の持ち帰り	○譴責または1カ月未満の停学 ○当該科目は無効（E評価）
② 計画性が強い、または意図的な不正行為 例： a. 参照不可の試験でカンニングペーパー使用 b. " 机上への書き込み c. " テキスト・ノート等の閲覧 d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 答案用紙の交換（行為の態様により③の受験依頼に該当）	○停学1カ月以上3カ月未満 ○当該科目は無効（E評価） ○不正行為以後に行われる当該期の試験科目の受験を無効（E評価）
③ 受験依頼（いわゆる替え玉受験） 例： a. 依頼された他人が本人になりすまして受験（本人の学生証使用） b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○停学3カ月以上6カ月未満または無期停学 ○当該期全履修科目の受験を無効（E評価）
④ 再犯（不正行為を2回以上行った者）	○処分を加重する 上記①の不正行為を行った場合は ②と同じ処分 上記②の不正行為を行った場合は ③と同じ処分 上記③の不正行為を行った場合は 退学 および当該年度全履修科目を無効
⑤ 定期試験外（授業内試験等）で不正行為を行った場合 例： a. 定期試験に代替する授業内試験での不正行為 b. 定期試験に代替する論文試験（レポート含む）での剽窃（※）行為	○行為の態様または計画性の強弱等により上記①～④の処分を準用
◆停学処分の発効日	◇不正行為を行った日の翌日

※剽窃（ひょうせつ）…他人の作品・論文・文章などの字句または説を盗みとって、自分のものとして発表すること。